

別表十（一）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、2において同じです。）において措置法第60条第1項又は第2項《沖縄の認定法人の課税の特例》の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 当該事業年度において法第62条の9第1項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》、第64条の11第1項若しくは第2項《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》、第64条の12第1項若しくは第2項《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》又は第64条の13第1項《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「通算前所得金額1」及び「通算前欠損金額3」の各欄の記載に当たっては、その益金の額に算入される金額を「別表四「26の①」＋「32の①」」の金額から減算し、及びその損金の額に算入される金額を「別表四「26の①」＋「32の①」」の金額に加算して計算します。
- 3 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合の記載は次によります。
 - (1) 「他の通算法人の通算前所得金額の合計額2」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいいます。以下3において同じです。）に添付された別表十(一)付表「2」の金額を記載します。
 - (2) 「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額4」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「4」の金額を記載します。
 - (3) 「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額7」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「7」の金額を記載します。
 - (4) 「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額9」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「9」の金額を記載します。
 - (5) 「他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額11」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「11」の金額を記載します。
 - (6) 「他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額13」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「13」の金額を記載します。
- 4 「通算前欠損金額3」の欄は、「(((別表四「26の①」＋「32の①」)＋別表四付表「9の①」)が0を下回る場合のその下回る額)」の金額のうちに法第64条の6《損益通算の対象となる欠損金額の特例》の規定によりないものとされるものがある場合には、そのないものとされる金額を控除して記載します。
- 5 「軽減対象所得金額6」の欄は、措置法令第36条第15項《沖縄の認定法人の課税の特例》の規定により計算した同条第3項に規定する軽減対象所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 6 「特定事業等欠損金額8」の欄は、措置法令第36条第15項の規定により計算した同条第8項第1号イに規定する特定事業等欠損金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額10」及び「特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額12」の各欄は、当該通算法人が措置法第60条第2項に規定する特例対象内国法人に該当する場合に記載します。